**身体障害者診断書・意見書(　　　　　障害用)**

第１号様式

**総括表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  | 大正昭和平成令和 | 年　　　月　　　日生 | 男 ・ 女 |
| 住　　所 | 横浜市 |
| ① 障害名（部位を明記） |
| ② 原因となった疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災自然災害、疾病、先天性、その他（　　　　　） |
| ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　　年　　月　　日　・場　所 |
| ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）障害固定又は障害確定（推定）　　　　　　　　年 　月 　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ⑤ 総合所見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　軽減化【将来再認定】 要　　　　　・不要　（再認定の時期　　　年　　　月）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　重度化 |
| ⑥ その他参考となる合併症状 |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。令和　　　年　　　月　　　日病院又は診療所の名称所　　　在　　　地診療担当科名　　　　　　　　　科　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する　　　（　　　　　　　　級相当）・該当しない |
| （注意）１　「①障害名」には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右片麻痺、心臓機能障害等　　　　　を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等の疾　　　　　患名を記入してください。２　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)　を添付してください。３　障害区分や等級決定のため、横浜市社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。 |

〔横浜市障害者更生相談所〕

**身 体 障 害 者 診 断 書**

脳原性運動機能障害用　　　氏名

（該当するものを○で囲むこと。）

１　上肢機能障害

　　ア　両上肢機能障害

　　　＜ひも結びテスト結果＞

　　　　１度目の１分間　　　　　本

　　　２度目の１分間　　　　　本

　　　３度目の１分間　　　　　本

　　　　４度目の１分間　　　　　本

　　　　５度目の１分間　　　　　本

　　　　　計　　　　　　　　　本

　イ　一上肢機能障害

　　＜５動作の能力テスト結果＞

　　　ａ　封筒をはさみで切る時に固定する　　　　（可能・不可能）

　　　　ｂ　財布からコインを出す　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｃ　傘をさす　　　　　　　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｄ　健側の爪を切る　　　　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｅ　健側のそで口のボタンをとめる　　　　　（可能・不可能）

２　移動機能障害

　　＜下肢・体幹機能障害＞

　　　　ａ　つたい歩きをする　　　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｂ　支持なしで立位を保持し、その後

10メートル歩行する　　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｃ　椅子から立ち上り10メートル歩行　　　　（可能・不可能）

し再びいすに坐る　　　　　　　　　　　　　　　　　秒

　　　　ｄ　50センチメートル幅の範囲内を直

線歩行する　　　　　　　　　　　　　　（可能・不可能）

　　　　ｅ　足を開き、しゃがみこんで再び立

ち上がる　　　　　　　　　　　　　　　（可能・不可能）

（備考）１　この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺

　　　　　と類似の症状を呈する者で、肢体不自由一般の測定方法を用いることが

　　　　　著しく不利な場合に適用する。

〔横浜市障害者更生相談所〕

２　上肢機能テストの具体的方法

　ア　ひも結びテスト

　　　事務用とじひも（おおむね43センチメートル規格のもの）を使用する。

　　①　とじひもを机の上、被験者前方に図の

各３ｃｍ

　　　ように置き並べる。

10ｃｍ

　　②　被験者は、手前のひもから順にひもの

　　　両端をつまんで、軽くひと結びする。

　　　（注意）・上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。

・手を机上に浮かばせて結ぶこと。

　　③　結び目の位置は問わない。

　　④　ひもが落ちたり、位置から外れたときには、検査担当者が戻す。

　　⑤　ひもは、検査担当者が随時補充する。

　　⑥　連続して５分間行っても、休み時間を置いて５回行ってもよい。

　イ　５動作の能力テスト

　　ａ　封筒をはさみで切るときに固定する。

　　　　患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。

　　　　患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブル

　　　の端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

　　ｂ　財布からコインを出す。

　　　　財布を患手で持ち、空中で支え（テーブル面上ではなく）、健手でコイン

　　　を出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

　　ｃ　傘をさす。

　　　　開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく、

　　　坐位のままでよい。肩にかついではいけない。

　　ｄ　健側の爪を切る。

　　　　大き目の爪切り（約10センチメートル）で特別の細工のないものを患手で

　　　持って行う。

　　ｅ　健側のそで口のボタンをとめる。

　　　　のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボ

タンをかける。女性の被験者の場合も、男性用のワイシャツを用いる。

〔横浜市障害者更生相談所〕